

【EU】2026年欧州委員会作業計画の公表

海外立法情報課 田村 祐子

*2025年10月、欧州委員会は、2026年に実施予定の政策等をまとめた作業計画を公表し、法規制の簡素化を推進する方針や欧州イノベーション法等の立法提案の予定を明らかにした。

1 概要

欧州委員会は、毎年、今後1年間に実施する主要な政策等についてのリストを載せた年間作業計画を採択・公表している¹。2025年10月21日、欧州委員会は、「2026年作業計画」(COM(2025)870)²（以下「計画」）を公表した。計画は、本文と附属書5部から成り、附属書は、①新規の施策（6主題38項目、予定される立法提案47本）、②現行の立法行為の評価・適合性確認の年間計画（20本）、③審議中の立法提案（111本）、④撤回する立法提案（25本）、⑤廃止する立法行為（1本）で構成される。計画で強調されているのは、既存立法の改正等による法規制の「簡素化（Simplification）」³であり、予定される立法提案も、その半数以上⁴が簡素化に関係するものとなっている。以下、①の各主題から予定される主な立法提案を紹介する。

2 2026年に予定される主な立法提案

（1）欧州イノベーション法（European Innovation Act）（第1四半期に提出予定）

計画では、規制を簡素化することによってイノベーションや投資が促進されると説明しており、革新的な企業やスタートアップ企業、中小企業を含む全ての企業にとって欧州での事業展開と資金調達を容易にするための方法の一つとして、欧州イノベーション法⁵を提案するとしている（計画本文p.8）。その内容は、知的財産権の活用が不十分であること、大学や研究機関が商業化を重視した考え方を採用することを妨げる障壁があること等を背景として、①官僚主義を撤廃し、より簡素でイノベーションに配慮した規制環境を整備し、②資金や欧州の研究・技術インフラ、知的資産等へのアクセス向上を図り、③欧州の革新者（innovator）に対して、EU域内で成長・規模拡大し、グローバルな競争への参入に必要な手段を提供するものである⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

¹ “Commission work programme.” European Commission website <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/strategy-documents/commission-work-programme_en>

² European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Commission work programme 2026 Europe’s Independence Moment,” COM (2025) 870, 21.10.2025. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:7f0c63c8-ae8f-11f0-89c6-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>; *id.*, “ANNEXES to the Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Commission work programme 2026 Europe’s Independence Moment,” COM (2025) 870, 21.10.2025. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:7f0c63c8-ae8f-11f0-89c6-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF>

³ 簡素化は行政負担の軽減を目的としており、（規制の水準や対象を緩める）「規制緩和（deregulation）」とは異なるものであると説明されている。*ibid.*, pp.1, 8; 「簡素化と実施（Simplification and Implementation）」2025.8. 欧州連合日本政府代表部ウェブサイト <<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100898324.pdf>>

⁴ 前掲注(2)の計画附属書（pp.1-5）によれば、47本中25本が該当する。本稿で紹介する立法提案に関しては、欧州イノベーション法、循環経済法、2009年防衛・安全保障調達指令の改正及び建設サービス法が該当する。

⁵ 以下、本稿で取り上げる立法提案の多くは、法（Act）と呼称されるが、その立法形式は現状では明らかとなっていない。ただし、従来、規則（regulation）として定められるものが多い。

⁶ “Commission seeks feedback on the future European Innovation Act,” 9.7.2025. European Commission website <<http://>

(2) 循環経済法 (Circular Economy Act) (第3四半期に提出予定)

計画では、一連の簡素化施策によって、環境やエネルギー製品規制等の主要分野において、人々の生活と規制がシンプルなものになると説明しており、循環経済法は、循環型製品の需要拡大と供給促進を図り、重要な資源への依存度の低減を目的とするとしている(計画本文 p.8)。その内容は、EU 域内において、二次原材料(リサイクル材)の単一市場を確立し、高品質な二次原材料の需要を喚起し、供給を増加させるものである⁷。その詳細に関して、2025年2月公表の「クリーン産業ディール」では、電気電子機器廃棄物指令(Directive 2012/19/EU)を簡素化し、より目的に適合させ、当該廃棄物に含まれる重要原材料を回収するための改正を行う等の具体例が挙げられている⁸。

(3) 2009年防衛・安全保障調達指令(Directive 2009/81/EC)の改正(第3四半期に提出予定)

計画では、防衛分野の共同調達のためのEUの財政支援措置⁹を補完するものとして、2009年防衛・機密安全保障調達指令の改正に言及している(計画本文 p.3)。改正は、欧州の防衛技術・産業基盤の強靭(じん)性と技術的な自律性を維持し、加盟国が迅速で、かつ、費用対効果が高く、調和のとれた方法で防衛・安全保障製品の確実な調達を可能にする目的を有する¹⁰。

(4) 建設サービス法(Construction Services Act) (第4四半期に提出予定)

建設サービス法は、2025年5月公表の「単一市場戦略」¹¹の一環である。同戦略では、建設サービス関連の規制(専門資格の相互承認の複雑さ等が専門職の域内移動を制限していること、国境を越えた賠償責任保険の利用制限があること等)が手頃な価格の住宅供給やインフラ開発を阻害しているとして、建設サービス法により当該サービスの国境を越えた市場参入の障壁を下げるとしている¹²。

(5) デジタル公正法(Digital Fairness Act) (第4四半期に提出予定)

計画では、欧州委員会は、オンライン環境が安全で公正かつ人々に力を与えるものであることを保証しなければならないとした上で、これまで放置されてきた不公正で消費者を欺くような慣行に対処するために、デジタル公正法を提案するとしている(計画本文 p.6)。具体的には、消費者がオンライン上で直面する特定の課題や有害な慣行、特に消費者の脆(ぜい)弱性が商業目的で悪用される事例(欺瞞(まん)的又は操作的なインターフェース設計等)に対処することが目的とされている¹³。

⁷ [s://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/commission-seeks-feedback-future-european-innovation-act-2025-07-09_en>](https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/commission-seeks-feedback-future-european-innovation-act-2025-07-09_en)

⁸ “Circular Economy.” European Commission website <https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy_en>

⁹ European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions The Clean Industrial Deal: A joint roadmap for competitiveness and decarbonisation,” COM(2025) 85, 26.2.2025. pp.14-15. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025DC0085&qid=1764292073549>>

¹⁰ Security Action for Europe (SAFE). 調達費が増えた加盟国を支援するため、2020年代末までに最大1500億ユーロ(1ユーロは、約180円(令和8年1月分報告省令レート))を融資する。“SAFE.” European Commission website <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/eu-budget/eu-borrower-investor-relations/safe_en>

¹¹ “Simplifying EU rules for defence and sensitive security procurement,” 25.11.2025. European Commission website <https://defence-industry-space.ec.europa.eu/simplifying-eu-rules-defence-and-sensitive-security-procurement-2025-11-25_en>

¹² European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions The Single Market: our European home market in an uncertain world A Strategy for making the Single Market simple, seamless and strong,” COM(2025) 500, 21.5.2025. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025DC0500&qid=1764140656582>>

¹³ *ibid.*, pp.18, 20.

¹⁴ “Commission launches open consultation on the forthcoming Digital Fairness Act,” 17.7.2025. European Commission website <<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/consultations/commission-launches-open-consultation-forthcoming-digital-fairness-act>>